

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 払下げの申請により、一般交通の用に供する必要がない市道路線を廃止し、及び寄附により起点・終点が変わる市道路線を廃止するものである。

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の道路を廃止する。

路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
国立市道 南第24号線28	国立市大字谷保 字栗原6084番1先	国立市大字谷保 字栗原6085番2先	76.00	0.91
国立市道 南第29号線3-4	国立市大字谷保 字栗原5874番先	国立市大字谷保 字栗原5867番2先	54.00	0.91

国立市道 南第30号線16	国立市大字谷保 字栗原5867番4先	国立市大字谷保 字栗原5878番7先	26.46	2.73
国立市道 南第39号線	国立市大字谷保 字中峯下7031番2先	国立市大字谷保 字中峯下7049番1先	125.25	1.82～ 6.00